



＜判例研究＞＜フランス企業法判例研究＞社員に対する忠実義務を負う「会社指揮者」の範囲(破毀院商事部2016年4月12日判決)

著者	出口 哲也
雑誌名	法と政治
巻	70
号	3
ページ	31(899)-44(912)
発行年	2019-11-30
URL	http://hdl.handle.net/10236/00028303

【判例研究】

<フランス企業法判例研究>

社員に対する忠実義務を負う

「会社指揮者」の範囲

(破毀院商事部2016年4月12日判決)⁽¹⁾

出口 哲也

【事実の概要】

P (Polyclinique de Gentilly) 株式会社は、Maxéville にある総合病院を営む株式会社である。B、CおよびDは、同社の少数株主であった（以下、B、CおよびDを「本件少数株主」とする。）。同社は業務監査役会を設置する会社であり、Yは同社の業務執行役員会長 (président du directoire)、Zは業務監査役会会長 (président du conseil de surveillance)、XおよびAは業務監査役会構成員であった（以下、Y、Z、XおよびAを「本件指揮者」とする。）。2005年11月26日にBはZに、2006年6月および7月にCおよびDはXが持分を有するADR社に、それぞれ自己の保有する株式を1株120ユーロで譲渡した（以下、「本件株式譲渡」とする。）。

2006年10月9日、V社は、本件株式譲渡における上記価格よりも著しく高い価格でP社の株式すべてを取得した。

そこで本件少数株主は、本件株式譲渡における価格よりも高い価格でP社株

(1) Cass. com. 12 avril 2016, n° 14-19.200; *Rev. sociétés* 2016, p. 509, note Katrin DECKERT; *JCP E* 2016, 1584, note Philippe BRUNSWICK; *Bull. Joly Sociétés* 2016, p. 709, note Edmond SCHLUMBERGER; *BRDA* 2016, 8/16, p. 6. フランス法における指揮者の忠実義務に関する邦語文献として、重田麻紀子「フランス法における会社指揮者の忠実義務」法研89巻1号(2016年) 237頁以下を参照した。

式全部を譲渡するための交渉が存在していたことを本件株式譲渡時に本件指揮者が隠していたと主張し、民法典旧1382条⁽²⁾に基づく損害賠償の支払いを求めて、本件指揮者を召喚した。本判決は、この訴えにかかる破毀院商事部判決である。

【判旨】

2016年4月12日、破毀院商事部は、民法典旧1382条⁽³⁾に照らして、次のように判示し、原判決（Nancy 控訴院2014年4月2日判決）を破毀した。

① 控訴院は、P社の株式の価値は2003年度からすでに120ユーロより高かったことを認めた上で、本件株式譲渡よりも前（2005年6月および11月）に、同社の拡大計画および他の診療機関との一体経営（opération de rapprochement avec d'autres établissements de soins）が検討、議論されていたことを取り上げた。また、同時期にアメリカの投資ファンドがフランス国内で多くの買収を実現しており、新しい買収にとりかかる意思を明確に表明していたことを本件指揮者が知りえなかったとはいえないことを指摘した。その上で控訴院は、P社の上記拡大計画等について、および投資ファンドが短期的または中期的にP社の買収に関心を持つ可能性について、本件指揮者は本件少数株主に情報提供する義務を負っていたがそれを怠り、会社指揮者の忠実義務に違反したと判断した。

しかしながら、控訴院は、本件株式譲渡の際に、本件指揮者のみが知り得た、本件少数株主の同意に影響を与えうる情報を本件指揮者が保有していたということを確認することなく、またP社の株式全体の転売を目的とするV社との交渉がすでに進行中であったということも確認することなく上記のように判断を下しており、その判決に法的根拠を与えなかった。

② 控訴院はまた、本件指揮者は、会社指揮者としての資格を考慮すれば、程

(2) 同規定は、契約法、債務に関する一般的制度及び証拠（法）を改正する2016年2月10日のオルドナンス第131号（Ordonnance n° 2016-131 du 10 février 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations.）により、現在は民法典1240条において定められている。

(3) 破毀院は、控訴院が民事訴訟法典第4条に違反したことも判示しているが、この点については本稿においては取り扱わない。

度の差こそあれ、直接的に本件株式譲渡の推進者 (instigateurs) であるだけに、本件少数株主が事情を理解して行動できるように、市場に関する不可欠な要素 (elements) をより一層検討しなければならなかったがそれを怠っており、会社指揮者に求められる忠実性の要請を満たさなかったとも指摘した。

しかしながら、控訴院は、業務監査役会構成員である X については、本件株式譲渡のうち B・Z 間の譲渡に何らかの形で (d'une manière ou d'une autre) 関与していたということを確認することなく、A については本件株式譲渡に関与していたということを確認することなく、業務監査役会会長である Z については本件株式譲渡のうち C および D による譲渡に関与していたということを確認することなく、また業務執行役会会長である Y については本件株式譲渡に何らかの形で関与していたということも、当該譲渡に関する計画を知っていたということも確認することなく上記のように判断を下しており、その判決に法的根拠を与えなかった。

【検討】

本件は、株式の譲渡に際して、譲渡人である社員に対して会社指揮者が負うべき情報提供義務違反の有無について争われた事案である。フランスにおいては、かかる情報提供義務は、社員に対する会社指揮者の忠実義務から導かれるものとして、判例上、徐々に明確化されてきている。そのような中で、本判決は、①譲渡人である社員に対して会社指揮者が提供すべき情報とは「会社指揮者のみが知り得た」もので、かつ「当該社員の同意に影響を与えうる」情報であることを明確にした点、および②そのような情報を提供する義務を負う「会社指揮者」の範囲は業務監査役会構成員にまで拡大しうることを示唆した点にその意義を見出すことができるように解される。⁽⁴⁾

(4) なお、破毀院は、株式の譲渡時に、指揮者による転売を目的とした交渉が進行中であることが立証されていないときには、指揮者の忠実義務違反は特徴づけられないことをも明らかにしているが、この点は、これまでの判例の立場を踏襲するものであると解されている。SCHLUMBERGER, *op. cit.* (note 1), n°7, p. 712. たとえば, Cass. com. 27 sept. 2005, *RJDA* 12/05, n° 1357 では、取締役会会長が会社資本の 4% を保有する株主からその有するすべての株式を譲り受けた数か月後に、その取得価格よりも著しく高い金額で他者に当該株式を転売した事例において、当該株主が取締役会会長との間で株式の譲渡を約した時

1 社員に対する会社指揮者の忠実義務の展開

フランス法には指揮者の忠実義務を直接的に定めた明文規定⁽⁵⁾はない。ある論者は、忠実義務を「会社指揮者に対して相反しうる個人的利益を排除して、社員または会社の利益において行動することを課す」義務であると説明するが⁽⁶⁾、かかる義務は、以下に見るような判例によって、確立されてきたものである。

(1) 忠実義務の出現

フランスの判例において、指揮者の忠実義務が初めて明示されたのは、1996年2月27日の破毀院商事部判決（以下、Vilgrain 判決とする。）⁽⁷⁾である。

この事案は、非上場会社であるC社の少数株主であったAと、同社の社長（président）であるV、ならびにVの仲介によりVの親族でありC社の支配権を有するV2、V3およびV4との間でなされたC社株式の譲渡にかかわるものである。Aは、VがC社株式を1株7000フラン以上で売却するための交渉を進めていたことを知らされることなく、Vらにその所有するC社株式を1株5650フランで譲渡したところ、その4日後に、Vらは所有するC社株式のすべてを1株8800フランでB社に転売した。この事実を知ったAは、株式の価値を判断するのに不可欠な情報が隠蔽されていたことから、自身の同意は詐欺（dol）により瑕疵あるものであると主張し、Vらにその損害（AがVらから受け取った金額とVらがB社から受け取った金額の差額）を賠償することを求めた。

かかる事実関係の下、破毀院商事部は、自らが進めていた交渉をAに知らせ

点では当該転売が単なる可能性に過ぎなかったこと等から、当該取締役会会長の忠実義務違反が否定された。

(5) Laure NURIT-PONTIER, *Devoir de loyauté*, J.-Cl. Sociétés Traité Fasc. 45-10, 2017, n°5.

(6) Karine GRÉVAIN-LEMERCIER, *Le devoir de loyauté des dirigeants sociaux: le retour*, *Gaz. Pal.* 10-11 févr. 2012, pp. 564 et suiv., n°1, p. 564.

(7) Cass. com. 27 févr. 1996, n°94-11.241; *Bull. civ. IV*, n°65; *D.* 1996, somm. p. 342, obs. Jean-Claude HALLOUIN; *D.* 1996, jur. p. 518, note Philippe MALAURIE; *D.* 1996, jur. p. 591, note Jacques GHESTIN; *RTD civ.* 1997, p. 114, obs. Jacques MESTRE; *JCP E* 1996, II, 838, note Dominique SCHMIDT et Nathalie DION; *JCP G* 1996, II, 22665, note Jacques GHESTIN; *Bull. Joly Sociétés* 1996, p. 485, note Alain COURET; *Quot. jur.* n°39 du 14 mai 1996, p. 9, «L'affaire», note P. M.; *Deffrénois* 1996, p. 1205, note Yannick DAGORNE-LABBE; *LPA* n°21 du 17 févr. 1997, p. 7, note Didier R. MARTIN; *RD bancaire et bourse* janv. -févr., 1997, p. 27, note Michel GERMAIN et Marie-Anne FRISON-ROC.

ることなく、AによるC社株式の譲渡に関与し、また同株式を自ら取得することで、Vは、すべての社員に対して会社指揮者が課されている忠実義務に違反したと判示し⁽⁸⁾、沈黙による詐欺（*réticence dolosive*）の存在を認めた控訴院判決を支持した。

このように、Vilgrain 判決は、社員に対する指揮者の忠実義務の存在を明示⁽⁹⁾し、社員権（*droits sociaux*）の譲渡に際して譲渡人である少数株主に対して指揮者に課される情報提供義務がかかる忠実義務から導かれることを明らかにし⁽¹⁰⁾た。Vilgrain 判決以降、この立場は破毀院により繰り返し確認されている。

（２）判例の展開

① 情報提供義務

Vilgrain 判決に続く判例において、社員による社員権の譲渡において社員に対して指揮者が負う忠実義務は、主として、「譲渡人である社員の同意に影響を与えうる情報を提供すること」であることがたびたび示されている⁽¹¹⁾。加えて、

(8) なお、このような忠実義務の概念は、英米法から着想を得たと説明されることが多い。NURIT-PONTIER, *op. cit.* (note 5), n°4; GRÉVAÏN-LEMERCIER, *op. cit.* (note 6), n°1, p. 564; SCHMIDT, *op. cit.* (note 7), p. 170; Brigitte DAILLE-DUCLOS, Le devoir de loyauté du dirigeant, *JCP E* 1998, pp. 1486 et suiv., pp. 1486-1487; Jean-Jacques CAUSSAIN, Le devoir de loyauté des dirigeants sociaux en droit français, *Gaz. Pal.* 3-5 déc. 2000, pp. 66 et suiv., p. 67; Stephan REIFEGERSTE, *LPA* n°142 du 16 juillet 2004; pp. 15 et suiv., n°4, p. 17, note sous Cass. com. 12 mai 2004; Grégory DAMY, *JCP G* 2004, II, 10153, p. 1756, note sous Cass. com. 12 mai 2004; Alain LIENHARD, *D.* 2004, pp. 1599 et suiv., p. 1600 obs. sous Cass. com. 12 mai 2004; Laurent GODON, *Rev. sociétés* 2007, pp. 519 et suiv., n°1 et n°7, p. 521 et p. 524, note sous Cass. com. 28 nov. 2006. 他方、イギリス法における忠実義務とフランス法における忠実義務との同異を指摘するものとして、Jean-Jacques DAIGRE, Le petit air anglais du devoir de loyauté des dirigeants, *Mélanges en l'honneur de Pierre Bézard: Le juge et le droit de l'économie*, Montchrestien, 2002, pp. 79 et suiv.

(9) その後、1998年2月24日の破毀院判決（Cass. com. 24 févr. 1998, n°96-12.638）において、指揮者が会社に対して負う忠実義務について初めて言及されている。同事件についての詳細は、重田・前掲注（1）245頁以下。

(10) Thibaut MASSART, *Bull. Joly Sociétés* 2005, pp. 1105 et suiv., p. 1106, note sous Cass. com. 22 févr. 2005. したがって、このような情報提供義務は、会社指揮者の忠実義務を具体化したものの一つである。GODON, *op. cit.* (note 8), n°3, p. 521.

(11) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n°11, p. 512.

破毀院は、この義務のより具体的な輪郭をも明らかにしつつある。

たとえば Vilgrain 判決以降の主要な判例として、2004年5月12日の破毀院商事部判決⁽¹²⁾を挙げることができる（以下、2004年判決とする。）。同事件の概要は、次のとおりである。

B社の取締役会会長（*président du conseil d'administration*）であるBは、同社の他の株主とともに設立したFB社の取締役会会長でもあった。Bは、B社の株主2名に対して、その所有する株式すべてをFB社に譲渡することを提案したところ、両名はその提案を受け入れ、1株1800フランで当該株式の譲渡がなされた。ただし、当該譲渡の提案とは別にBがF社との間で進めていた交渉について上記株主2名に情報を与えることはなかった。その後、F社は、B社の株式の一部およびFB社の株式のほとんどすべてを、1株4022フランで取得し、最終的に、F社はFB社と吸収した。上記株主2名は、自己の株式の譲渡の際にF社との交渉が進行中であったにもかかわらず当該交渉が隠蔽されており、この隠蔽は沈黙による詐欺を構成すると主張し、民法典旧1382条に基づき、BおよびF社⁽¹³⁾に対して損害賠償を請求した。

本件は、(i) 非上場会社の株式の譲渡が問題となっており、(ii) 同時進行している交渉が指揮者により譲渡人である株主に秘匿されていた点で Vilgrain 事件⁽¹⁴⁾に類似している。他方で、同事件とは異なり、本件において問題となっている株式の譲渡は、上記2名の株主とFB社との間でなされたものであり、B社およびFB社の指揮者であったBは当該株式譲渡の当事者ではなかった。しかしながら、破毀院商事部は、「Bが・・・譲渡人の同意に影響を与える情報を当該譲渡人に隠蔽することで会社指揮者に課されているすべての社員に対

(12) Cass. com. 12 mai 2004, n° 00-15.618; *Bull. civ. IV*, n° 94; *RTD civ.* 2004, p. 500, obs. Jacques MESTRE et Bertrand FAGES; *D.* 2004, p. 1599, obs. Alain LIENHARD; *D.* 2004, p. 2923, obs. Eddy LAMAZEROLLES; *JCP G* 2004, I, 173, note Alexis CONSTANTIN; *Dr. et patrimoine* n° 131, 2004, p. 90, obs. Didier PORACCHIA; *Bull. Joly Sociétés* 2004, p. 1114, note Dominique SCHMID; *JCP E* 2004, 1393, note François Guy TRÉBULLE; *JCP G* 2004, II, 10153, note Grégory DAMY; *LPA* n° 142 du 16 juillet 2004, p. 15, note Stephan REIFEGERSTE; *Rev. sociétés* 2005, p. 140, note Laurent GODON.

(13) 株式の譲受人はFB社であるが、F社がその義務を承継したため、F社が被告とされている。

(14) GODON, *op. cit.* (note 12), n° 1, p. 143.

する忠実義務に違反していたかどうかを検討」していなかったと述べ、Bに対する請求を退けた控訴院判決を破毀している。

2005年2月22日破毀院商事部判決⁽¹⁵⁾、2006年7月11日破毀院商事部判決および⁽¹⁶⁾2013年3月12日破毀院商事部判決⁽¹⁷⁾においても、社員による株式の譲渡に際し、指揮者が進めていた交渉の存在を当該社員に告げず、その後当該株式が当初の譲渡価格よりも高額で転売されたことが問題となった。これら各事案のいずれにおいても、破毀院は、2004年判決で示した上記文言と同様の表現を用い、「譲渡人である社員の同意に影響を与えうる情報を当該譲渡社員に隠蔽すること」が会社指揮者の忠実義務違反を構成しうることを判示している。⁽¹⁸⁾

② 助言義務

このように、破毀院は、忠実義務を根拠として「譲渡人である社員の同意に影響を与えうる情報の提供」を指揮者に求めているように解されるが、より積極的な義務を課す判決も見られる。2008年5月6日破毀院商事部判決（以下、2008年判決とする。）⁽¹⁹⁾である。同判決では、譲渡人である社員の有する会社持分の評価に関する情報の重要性について、会社指揮者は当該社員の「注意を喚起する（attirent l'attention）」義務を負うものとされた。⁽²⁰⁾

本件の事実の概要は、次のようなものである。HPA社の業務執行者である

(15) Cass. com. 22 févr. 2005, n° 01-13.642, *RTD civ.* 2005, p. 773, obs. Jacques MESTRE et Bertrand FAGES; *Bull. Joly Sociétés* 2005, p. 1105, note Thibaut MASSART.

(16) Cass. com. 11 juill. 2006, n° 05-12.024, *Dr. sociétés* n° 1, 2007, comm. 1, note Hervé LÉCUYER.

(17) Cass. com. 12 mars 2013, n° 12-11.970; *Rev. sociétés* 2013, p. 689, note Thibaut MASSART; *RTD civ.* 2013, p. 373, obs. Bertrand FAGES.

(18) 2006年判決は譲渡人である社員は当該会社の業務執行者でもあったという点、2013年判決は指揮者が転売相手との間で売却価格についての守秘義務契約を締結していた点にそれぞれ特徴がみられる事案であったが、破毀院は、いずれにおいても、譲渡人である社員の同意に影響を与えうる情報を隠蔽した場合には会社指揮者は忠実義務違反が問われうると判断した。

(19) Cass. com. 6 mai 2008, n° 07-13.198; *Rev. sociétés* 2009, p. 95, note Laurent GODON; *Dr. sociétés* n° 7, 2008, comm. 156, note Henri HOVASSE; *Bull. Joly Sociétés* 2008, p. 885, note Thibaut MASSART; *RTDF* 2009, p. 101, note Jean-François LOUIT et Pauline JEAN.

(20) GODON, *op. cit.* (note 19), n° 2, p. 97.

Pおよびその配偶者が設立した FFP 社と、HPA 社の 3 名の社員（以下、本件譲渡社員とする。）との間で本件譲渡社員が有する HPA 社の持分の売買契約の締結が検討された。売却価格は、業務執行者により正確かつ自発的に本件譲渡社員に対して開示された貸借対照表および損益計算書に基づき、交渉されていた。契約締結に先立ち、本件譲渡社員は、P と交渉するかたわら、当該売却価格につき、友人である銀行員に助言を求めたところ、当該銀行員は、計算書類に照らして、その売却価格は完全に適切であると評価した。これを受けて、本件譲渡社員は、FFP 社との間で当該持分の譲渡契約を締結した。ところが、実際には、当該売却価格は当該持分の実際の価値よりも著しく低く、配当額にも満たなかった。そこで本件譲渡社員は、売却価格よりも高い金額の配当を受けられることができる利益が存在していたことを P から伝えられていなかったと主張し、沈黙による詐欺によりなされた本件持分譲渡の取消しと損害賠償を求めた。

Dijon 控訴院は、業務執行者は計算書類全体を提供している以上その情報提供義務を果たしており、持分の評価の過誤を警告するために、指揮者は社員に助言を与えたり補佐したりする必要はないと判断し、本件譲渡社員の主張を退けた。

これに対して破毀院商事部は、売却価格よりも高い金額の配当を受けられることができる利益が存在していたことについて当該業務執行者が注意を喚起することがなかったことから、当該業務執行者は、指揮者として譲渡人である社員に対して負っている忠実義務に違反したと判断した。

本判決は、情報を提供するだけでは忠実義務が尽くされたとは評価せず、指揮者に対して、譲渡人である社員に助言する義務を付加したものと解されている。⁽²²⁾

(3) 本判決の意義（会社指揮者が提供すべき情報について）

本判決は、判旨①記載のとおり、本件少数株主の株式の譲渡の際に、(ア)「本件指揮者のみが知り得た」ものであり、かつ (イ)「株主の同意に影響を与

(21) なお、本件の事実の概要については、本判決に対する評釈の記述も参照した。

(22) GODON, *op. cit.* (note 19), n° 6, p. 99.

えうる」情報を隠匿することが、会社指揮者の忠実義務違反を構成しうるとを明示している。(2)で示した判例に見られるように、破毀院商事部は、すべての社員に対する忠実義務として「譲渡人である社員の同意に影響を与えうる」情報を当該譲渡人である社員に提供することを会社指揮者に課してきた。よって、(イ)はこれまでの判例を踏襲するものであると考えられる。これに対して、(ア)は本判決において初めて示された表現である⁽²³⁾。この「指揮者のみを知り得た」との新しい文言は、(i)指揮者の忠実義務に対して制限を加えるものと解された⁽²⁴⁾たり、(ii)従来判例の立場に正確性を付加すると評価されたりする⁽²⁵⁾。

いずれにせよ、指揮者の情報提供義務は、指揮者が会社に関する情報について特権的地位を有していることから生ずる⁽²⁶⁾。すなわち、社員権の譲渡人である社員と指揮者との間に存在する克服しがたい情報の非対称性が指揮者の情報提供義務を正当化する⁽²⁷⁾。したがって、譲渡人である社員がアクセスできる情報については、情報の非対称性は存在しないため、指揮者の忠実性は問題とされないと解される⁽²⁸⁾。本判決もこのような理解に立ったものといえよう。

これに対して、2008年判決は異なる立場に立つように思われる。同事案においては、持分の譲渡人である社員は会社の会計情報を取得することができた

(23) SCHLUMBERGER *op. cit.* (note 1), n° 8, p. 712.

(24) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n° 13, p. 512.

(25) BRUNSWICK, *op. cit.* (note 1), p. 32. たとえば、2006年11月28日破毀院商事部判例では、ある会社の取締役会会長が第三者に自己の株式を譲渡した後に、それよりも不利な条件で他の株主が同じ第三者に自己の株式を譲渡したという事案において、破毀院は、当該取締役会会長が、商法典 L. 225-42 条以下に定める規制される契約 (*conventions réglementées*) に関する手続きに従い、自己の譲渡取引の条件を株主に開示しかつその意見に服していたことから、いかなる情報の隠匿もなく、当該取締役会会長には反忠実性は認められないと判断していた。Cass. com. 28 nov. 2006, n° 04-19.802; *Rev. sociétés* 2007, p. 519, note Laurent GODON; *Bull. Joly Sociétés* 2007, p. 397, note Perrine SCHOLER; *RTD. com.* 2007, p. 147, note Claud CHAMPAUD et Didier DANET. なお、SCHLUMBERGER *op. cit.* (note 1), n° 8, p. 712 では、「指揮者のみを知り得た」との文言は、契約締結時には契約当事者は当該取引について調査をなすべきであるとする原則を強化したものに過ぎないとも説明される。

(26) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n° 12, p. 512.

(27) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n° 12, p. 512, BRUNSWICK, *op. cit.* (note 1), p. 32.

(28) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n° 14, p. 512.

め、指揮者のみが知り得た情報が隠匿されたわけではない。それにもかかわらず、当該社員の有する会社持分の評価に関する当該会計情報について指揮者が当該社員の注意を喚起することを怠ったため、指揮者に忠実義務違反が認められると判断された。この点について、提供すべき情報は「指揮者のみが知り得た」情報であることを本判決が明示したことから、2008年判決が示したような助言義務は、今後、指揮者の忠実義務に含まれないであろうことが指摘されている⁽²⁹⁾。

なお、「契約法、債務に関する一般的制度及び証拠（法）を改正する2016年2月10日のオルドナンス第131号」により新設された民法典1112-1条1項によれば、「その重要性が他方当事者の同意にとって決定的な情報を認識している一方当事者は、他方当事者が、正当に、この情報を知らず、又はその相手方を信頼するときは、それについて他方当事者に情報提供をしなければならない」ことを定めている⁽³⁰⁾。この条文は、指揮者の情報提供義務に関する本判決の立場と一致する⁽³¹⁾。

2 社員に対する忠実義務を負う者の範囲

(1) 譲渡の当事者でない指揮者

社員権の譲渡契約の直接的な当事者となっていない指揮者もまた、忠実義務を負う。このことは、2004年判決において初めて明示された⁽³²⁾。

すでに述べたとおり、同事案では、B社の指揮者であるBの提案を受けてなされた2名の株主によるB社株式のFB社（F社）への譲渡について、Bの忠実義務違反が争われた。すなわち、この株式譲渡の直接的な当事者ではないBの忠実義務が問題とされた。この点につき破毀院は、契約当事者ではない会社指揮者であっても「譲渡人である社員の同意に影響を与える情報」を隠蔽する⁽³³⁾ことで、忠実義務違反が問われうることを示した。この破毀院の立場は、2008

(29) SCHLUMBERGER, *op. cit.* (note 1), n° 9, p. 712.

(30) 訳文については、荻野奈緒ほか「フランス債務法改正オルドナンス（2016年2月10日のオルドナンス第131号）による民法典の改正」同法69巻1号（2017）279頁以下を参照した。

(31) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n° 15, p. 512, SCHLUMBERGER *op. cit.* (note 1), n° 9, p. 712.

(32) GODON, *op. cit.* (note 12), n° 12, p. 147.

年判決および2013年判決にも見出される。

ところで、学説においては、「指揮者の忠実義務は、指揮者に与えられた権限の代償 (contrepartie) であり、指揮者の権限濫用、とりわけ社員に知られていない情報を指揮者が保有することから生ずる権限濫用のリスクに対する抑止力として現れる」と指摘されている⁽³⁴⁾。すなわち、指揮者の忠実義務の根拠は、指揮者の権限にあるとされる⁽³⁵⁾。このような見解によれば、2004年判決と同様に、社員の同意に影響を与えうる情報を当該社員に隠蔽してはならない義務は、自己が契約当事者であるか否かを問わず、会社指揮者に課されるものと理解することができる。したがって、2004年判決は指揮者の忠実義務の根拠を特定したとも評価されている⁽³⁶⁾。

もっとも、指揮者の忠実義務違反は、当該譲渡について個人的利益がない場合には、排除されなければならない⁽³⁷⁾。

(33) 他方で破毀院商事部は、第三者により進められている交渉または当該第三者とともに譲受人が進めている交渉について、株式の譲受人は、譲渡人に対して情報提供する義務を負わないことを明らかにし、F社に対する請求を退けた控訴院判決を支持した。

(34) Nurit-Pontier, *op. cit.* (note 5), n° 21.

(35) Hervé LE NABASQUE, *Le développement du devoir de loyauté en droit des sociétés*, *RTD com.* 1999, pp. 273 et suiv., pp. 282-283.

(36) TRÉBULLE, *op. cit.* (note 12), p. 1498. 当該会社指揮者が社員であるか否かも問題とならないように思われる。GODON, *op. cit.* (note 25), n° 8, p. 524.

(37) GODON, *op. cit.* (note 12), n° 1 et n° 3, p. 143 et p. 144. もっとも、破毀院は、すでに Vilgrain 判決に関する報告書において、社員全員に対する会社指揮者の忠実義務は、会社指揮者が会社利益に合致して、かつ社員間の取扱いの平等を遵守して行動する義務を負っていることに由来すると述べていた。 *Rapport de la Cour de cassation 1996*, pp. 312 et suiv., p. 313. この言及は、本文で示した学説と整合的である。

(38) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n° 17, p. 513; NURIT-PONTIER, *op. cit.* (note 5), n° 14; GRÉVAIN-LEMERCIER, *op. cit.* (note 6), n° 4, p. 565. なお、CA Paris 29 mai 2008, n° 06-19.015, *BRDA* 2008, 21/08, p. 3, inf.5 では、ある少数株主が保有する株式すべてが当該会社の指揮者の内縁のパートナーに譲渡された後にその株式が当該譲渡の際の価格よりも著しく高い価格で転売されたという事案において、当該指揮者は、当該譲渡の当事者でも主導者でもなく完全に無関係であったことから、当該少数株主による株式の譲渡の日に進行中であった当該転売に関する交渉について、情報提供義務を負わないことが判示された。

(2) 会社指揮者としての業務監査役会構成員

Vilgrain 判決以来、社員権の譲渡において社員に対する忠実義務を負う者は、当該譲渡について個人的利益のある「指揮者」であるとされてきた。それでは、業務監査役会構成員はかかる義務を負うべき「指揮者」に含まれるのか。

業務執行役会と業務監査役会を備える株式会社においては、前者を指揮機関とし（商法典 L. 225-58条）、後者を監督機関とすることで（商法典 L. 225-68条第1項）、それぞれの機能が組織的に区別されていることを理由に、業務監査役会構成員の指揮者としての資格を否定する閣僚答弁がある。⁽³⁹⁾さらに、業務監査役会構成員は、取締役、執行役員および業務執行役会構成員とは異なり（商法典 L. 225-251条および L. 225-256条）、業務執行行為またはその行為の結果を理由としてはいかなる責任も課されないことが法定されている（商法典 L. 225-257条第1項第2文）。破毀院もまた、集团的債務処理手続（*procédure collective*）⁽⁴⁰⁾に関する事案において、業務監査役会構成員が、原則として、商法典旧 L. 621-59条第2項所定の「法律上または事実上の指揮者（*dirigeants de droit ou de fait*）」⁽⁴¹⁾のいずれにも該当しないことを示唆したことがある。このよ

(39) Rép. min. justice n° 8732, *J. O. déb. Sénat*, 19 avril 1990, p. 876. この答弁は、合名会社の業務執行者が法人であるときに、当該法人の指揮者は、その者が指揮する法人の連帯責任を妨げることなく、自己の名において業務執行者であるときと同一の民事上および刑事上の責任を負うことを定める商事会社に関する1966年7月24日法律第66-537号（Loi n° 66-537 du 24 juillet 1966 sur les sociétés commerciales.）第12条第2項（現在の商法典 L. 221-3条第2項）について、当該法人が株式会社である場合に、業務監査役会構成員は同条項所定の「指揮者」とみなされるのかとの質問に対してなされた。

(40) 「集团的債務処理手続」との訳語は、張子弦「フランスの企業倒産手続における経営者責任（一）」北法67巻5号（2017年）127頁以下、156頁を参照した。

(41) Cass. com. 12 juillet 2005, n° 03-14.045; *Bull. civ. IV*, n° 174; *D.* 2005, p. 2071, obs. Alain LIENHARD; *Dr. sociétés* n° 10, 2005, comm. 175, note Jean-Pierre LEGROS; *Rev. sociétés* 2006, p. 162, note François-Xavier LUCAS; *JCP E* 2006, 1066, n° 17, note Philippe PÉTEL; *Rev. proc. coll.* n° 3, 2006, p. 290, chron. Arlette MARTIN-SERF; *Bull. Joly Sociétés* 2006, p. 22, note Bernard SAINTOURENS; *JCP G* 2006, I, 115, n° 8, chron. Jean-Jacques CAUSSAIN et al. 当時、商法典 L. 621-59条は、一定の場合において「法律上または事実上の指揮者」が保有する株式等の譲渡禁止等を命じる権限を裁判所に認めていたところ、本判例は、業務監査役会構成員がその法的任務を超えて、個別にまたは全員で、かつ完全に独立した立場で、当該会社の指揮に関する具体的な活動を事実上執行していた場合に限り、当該業務監査役会構成員は、例外的に、「事実上の指揮者」とみなされうると判示した。本判例では、「法律上の指揮者」

うな点に鑑みれば、厳密な意味では、業務監査役会構成員は指揮者の資格を有しておらず、⁽⁴²⁾それゆえに忠実義務が課されないと解することができる。

しかしながら、業務監査役会構成員の地位および彼らが負っている監督という任務の性質上、業務監査役会構成員は、株主にとってセンシティブでかつ決定的な情報を株主に知らせることができる。このことから、ある論者は、とりわけ社員権の譲渡という場面においては、業務監査役会構成員は、かかる決定的情報を有する限りにおいて、⁽⁴³⁾広義の指揮者に含められ、忠実義務を負うと解する余地があるとする。⁽⁴⁴⁾

(3) 本判決の意義（社員に対する忠実義務を負う者について）

それでは、上記の2点について、本判決ではどのような判断が示されたのであろうか。

まず、本判決は、業務執行役会会長および業務監査役会構成員については「何らかの形で」本件少数株主の株式の譲渡に関与していたことを、さらに業務執行役会会長については株式の譲渡計画について知っていたことを確認しなかったことを理由に、控訴院の判断を批判している。すなわち、破毀院商事部は、当該株式の譲渡の当事者でなくても、仲介者あるいは主導者として直接的に当該譲渡に関与する会社指揮者は忠実義務を負うことを示している。⁽⁴⁵⁾この点は、2004年判決、2008年判決および2013年判決においてとられた立場を踏襲し、さらに一般化したものと評価できる。⁽⁴⁶⁾

に関する直接的な言及はないものの、業務監査役会構成員は「法律上の指揮者」にあたりないことが前提とされていると解されている。

(42) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n° 24, p. 513, BRUNSWICK, *op. cit.* (note 1), p. 31.

(43) フランス法において「指揮者」なる用語は多義的であることが指摘されている。すなわち、厳格に解すれば「指揮者」とは法定代表者を示すが、やや広く解すればそこに取締役が含まれる。そして、業務監査役会構成員も、会社の取引の決定に関与する場合もあることから（商法典 L. 225-68条第2項）、「指揮者」の概念をさらに広くとらえれば、特定の場合に限り業務監査役会構成員も「指揮者」に含まれるとされる。Yves GUYON, *Remarques critiques sur la terminologie de droit française des sociétés, Mélanges Jean-Pierre Sortais*, Bruylant, 2002, pp. 291 et suiv., n° 9, p. 299.

(44) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n° 24, p. 513. 原判決においても、同様の指摘が見られる。

(45) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n° 16, p. 513; SCHLUMBERGER, *op. cit.* (note 1), n° 5, p. 711.

(46) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n° 17, p. 513.

次に、本判決は、業務監査役会構成員を指揮者に含め、個人として社員に対して忠実義務を負うことを示唆している⁽⁴⁷⁾と指摘される。ZおよびAは、その破毀申立て理由のひとつとして「業務監査役会構成員は指揮者にはあたらない」ことを挙げていたが、破毀院はその他の破毀申立て理由とは異なり、この点について言及していない。かかる事実から、破毀院はそのような主張を認めず、各業務監査役会構成員は忠実義務に服することをほのめかしているとの見解もみられる⁽⁴⁸⁾。もつとも、本判決は業務監査役会構成員が社員に対する忠実義務を負うことを明確に示したわけではないため、破毀院の立場を正確に見定めることは困難であるとする指摘⁽⁴⁹⁾に留意する必要がある^(*)。

(47) DECKERT, *op. cit.* (note 1), n° 22, p. 513.

(48) SCHLUMBERGER, *op. cit.* (note 1), n° 10, p. 713.

(49) NURIT-PONTIER, *op. cit.* (note 5), n° 26.

(*) 本稿は、2018年6月15日に拓殖大学において開催された第24回フランス企業法判例研究会における研究報告に加筆修正を施したものである。